

添付法令資料 4 :

ナショナル・ペイメント・ゲートウェイに関する 2017 年 9 月 20 日付
インドネシア中央銀行理事会規定 No.19/10/PADG/2017 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) の運営者とナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) と関係する当事者との間の関係 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 標準機構
 - 第 1 節 標準機構の決定申請 (第 4 条)
 - 第 2 節 標準機構の決定処理 (第 5 条ないし第 7 条)
 - 第 3 節 標準機構の職務遂行 (第 8 条ないし第 14 条)
- 第 4 章 スイッチング機構
 - 第 1 節 スイッチング機構の承認申請 (第 15 条及び第 16 条)
 - 第 2 節 スイッチング機構の承認処理 (第 17 条ないし第 20 条)
 - 第 3 節 スイッチング機構の職務遂行 (第 21 条ないし第 28 条)
- 第 5 章 サービス機構
 - 第 1 節 サービス機構の決定申請 (第 29 条)
 - 第 2 節 サービス機構の決定処理 (第 30 条ないし第 32 条)
 - 第 3 節 サービス機構の職務遂行 (第 33 条ないし第 37 条)
- 第 6 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) と関係する当事者 (第 38 条及び第 39 条)
- 第 7 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) の運営
 - 第 1 節 ナショナル・ブランディング (第 40 条ないし第 44 条)
 - 第 2 節 価格スキーム (第 45 条)
- 第 8 章 報告 (第 46 条ないし第 51 条)
- 第 9 章 監督 (第 52 条及び第 53 条)
- 第 10 章 制裁賦課手続 (第 54 条)
- 第 11 章 雑則 (第 55 条)
- 第 12 章 終則 (第 56 条ないし第 58 条)